

市芦救援会通信

市芦救援会通信 通巻51号 91／6 〈1部100円〉 発行人 玉本 格
市 芦 救 援 会 〒659 芦屋市剣谷9 市芦分会気付 TEL 0797(32)1131
市芦反弾圧闘争を支援する会 〒650 神戸市中央区元町通5丁目3の16 テーラビル3F

審理日程 第37回10月4日(金)PM3:00～5:00 小林反対尋問

「無法」を許さぬ

市芦救援会事務局

去る七月一日、六人の先生の強制配転に関して村田弁護士により小林元管理部長への反対尋問が行なわれました。まず、六人削減後の市芦で「学校運営が正常化」との主張に対し、主任制を一方的に強行し、助教諭・実習助手（共に非組合員）を学校教育法に違反して主任に任命したと追及。証人は「規則にそって実施するのは当然」と聞き直りながらも、「法に矛盾しても市の規則で運用した」と、違法性を認めざるをえませんでした。「正常化」が、なりふりかまわぬ組合排除であることを自から証言したものといます。

更に、指導員として配転した点で「教員身分は保有」「指導主事に準ずる」との主張に対し、六人の身分・職務の法的根拠を問い質しました。証人は「教特法に定める教員には該当しない」「いろいろなと教員定義はある」と証言しつつも、何ら明確に示しえず、一方で「指導員は係長になれない」「法的に定めはない」と、指導主事とは異なる点を明らかにさせました。また、「教育職給料表を適用しているので教員身分」と、本末転倒の証言をくり返すのみで、本件の重要争点である「教員身分」に関して何らの法的根拠も示せない証言に終始しました。

寺内代理人がいつになく尋問に介入したのはそのへんのあせりと思われませんが、多くの傍聴人からの批難の声を当然浴びることになりました。七月三〇日の審理は次号で報告しますが、指導員身分の法的根拠のない点が一層明白になっています。今後とも多くの傍聴参加をお願いします。

も／く／じ

法的根拠示せず堂々めぐりの小林証人	市芦救援会事務局	2
傍聴記「小官僚」小林証人も脱線	市芦救援会会員 T生	8
臨海に行かせへんのはなんでや！	市芦分会	9
『ゲルニカ事件』出版記念会		
子供を受け入れね社会は許せん	市芦救援会事務局	10
「平和台基金」からカンパ	市芦救援会事務局	12

法的根拠示せず堂々めぐりの小林証人

市芦救援会事務局

通達も省略する
陣頭指揮を思わずポロリ

村田弁護士（以下、村田と略）

前回、昭和六十二年から校務分掌のあり方について市教委から通達を出したとの証言です。

小林証人（以下、小林と略）

三月三十一日に小・中学校の校長に対して通達を出した。高校については校務分掌は、六二年四月から市教委が考えておった形での分掌が出来あがっておりましたので。

村田 三月三十一日には、市芦ではもうできておったんですか。

小林 ええ、そういうことで・・・それは・・・おかしいな？（爆笑）書面は出してない。傍聴人（以下、傍と略）

本音が暴露されたな！三月の休み中には、市教委が市芦の校務分掌に手を入れたとたいうことやないか！

村田 校長にどう指導したのか。

小林 指導部がしてる。

村田 具体的には、職員会議を校長の補助、諮問機関に、校長権限を強める、教師の管理を強化する、こういうことですか。

小林 校長権限が正常に発揮できるような形が望ましいと、

村田 兵庫県立農業高校の問題について、校長権限強化という中でおきて、批判されているんじゃないんですか。

小林・・・

村田 その時、主任の決め方も指導したのか。

小林 えーっと、私はしてません。

村田 校長が任命しなさいとか。

小林 言うてるかもしれません。わからない。

村田 別件の長瀬事案ではあなたが市教委の指示と言ってる。

小林 指導部で指導されてたのは知ってます。

教育長と組合との確認書も知らぬふり

村田 六二年当時、主任制は条令化されてま

したが、実施については組合と話し合うことになってませんでしたか。

小林 知りません。

村田 主任手当は、六一年度は払ってますか。小林 よく覚えていない。

傍 よくいうよ、後から抗議もしたやろ。

村田 甲第四九号証（昭和五三年一月二十五日付け、教育長と市芦の組合との確認書面）組合と話し合いますとありますが。

小林 よくおぼえてません。

村田 この書面は市教委にあるでしょう。当時の教育長が作られたものですよ。

小林 よくおぼえてない。

村田 この書面があるにもかかわらず、六二年四月から、組合との協議ぬきで主任制の実施をした。その事に関して市教委内部で議論してないのですか。

小林・・・

村田 主任手当は払ってなかったでしょう。

小林 規程があるわけですから。

村田 いろんな事情で実施は保留されていた。この年から実施されるようになった理由を聞いているんです。

小林 規則通り実施した。

村田 組合との協議なしにこの年に強行したのはなぜですか。

小林 規則通り施行するのが当然ですから。

村田 私の問いに対する答えになってない。

です。

傍 違法行為してもいいんか。

（以下、規則の解釈をめぐって村田弁護士が小林証人の解釈を論破）

村田 この問題で校長に注意したことは。

小林 よくおぼえてません。

村田 校長は井本さんを部長にしたことで注意をうけたと証言してますよ。

小林 おぼえてません。

村田 法的に問題ないと思っていたのか、問題あるけれども仕様がな、今後注意せよというようなことを言ったのか。

小林 おぼえてません。

村田 この年、同じように資格がないのに部長になった人がいたんです。

小林・・・

村田 生徒指導部長に松岡さんがなってる、この人の身分は。

小林 実習助手。

村田 教員免許は。

小林 持っていない。

村田 この方は現業職として採用したのでは。

小林 実習助手として採用してる。

村田 給料表は何を適用してますか。

寺内 地公法で守秘義務があり、当事者以外については了解をえないと証言できない。

審査長 守秘義務にあたることについては、その段階で判断します。続けて下さい。

なぜこの年から実施するようになったのか。この年に初めて規則ができて実施するならわかるけれども、前から制定されてて実施されてなかった。六二年から実施した理由は。小林 いずれにしてもどこかで実施しなきゃならんし、六二年にたまたま実施した。それまでは誤っていた。

傍 質問にまともに答えなさいよ。

村田 市教委のいう正常化の一環か。

小林・・・まあそうなるんですね。

国法より市の規則が上

村田 六二年四月当時、井本という英語の先生がいました、身分は。

小林 嘱託ではなかったかと。

村田 助教諭ですね。

小林 はい。

村田 当時六一才で、昭和六〇年から市芦に来られた。鳴尾高校を退職勧奨で退職され、その後市芦に来られた。

小林 はい。

村田 定年の六〇才をこえてる方ですね。

小林 いえ、そういうことではなかった。

村田 甲第一一五号証（昭和六二年度芦屋市立学校園職員組織表）を示します。四枚目に助教諭井本とありますね。

村田 大正一四年生れで、昭和六二年当時は

村田 昭和六十二年の単位認定で、生徒がせっかく履修したのに単位が認定されなかったということがあったんじゃないですか。

小林 知りません。

村田 教育改革で英会話をやるということで、二年つづけて必修でなければ単位認定できないところを、翌年に選択にしてみましたものだから、せっかく一年目に英会話をとった一年生が単位を認定されなかったという問題。

小林 知りません。単位については校内に単位認定会議があってそこで判断されるんでは。

村田 いろんな規定があって、こういう場合単位認定できる、できないとかあるわけです。

小林 それは校内で先生方が話合って、

村田 校内で先生方がこうしようといえれば決まるわけではなく、認定の仕方というのは決まっているんじゃないですか。

小林 学校内部で正式な機関があるんでしょ。

村田 しかし、市教委がカリキュラムを決めて、それに従って履修したところが、単位を認定できなかった。これは学校内部の問題ではない。

村田 履修しても単位がとれないということがあったとしたら、これはカリキュラムの欠陥があったということではないかと。

職務内容不明の指導員

村田 指導員という職名は芦屋市ではいつからできたんですか。

小林 五〇年の半ば頃かと。

村田 どういった形で最初できたのですか。

小林 昭和五五年か五六年頃、学校教育だけでなくに社会教育部門でもいろいろ職務を行う形で職名を考えていくと設けられた。

村田 指導員に関する規則はありますか。

小林 市教委の職員の職名に関する規則。

村田 職務内容について定めた規則は。

小林 ありません。

村田 職名を定めれば、仕事はこうだという規則が別途定められないんですか。

小林 芦屋市ではそこまで具体的に定めません。

村田 昭和五五年四月に改正されたものに指導員が入ってますが、何か具体的な理由は。

小林 教育委員会の協議会で職名についての内容を協議したときいてますが。

村田 五五年以降、指導員の方は。

小林 体育指導とか文化財関係とか。

村田 文化財関係とは。

小林 埋蔵文化財の発展とか、研究とか。

村田 これらはいずれも行政職ですか。

小林 行政職といわれますとちょっとわからない。給料表適用は教育職のはずですが。

村田 学校に在籍されておられた方ですか。

小林 在籍されていた方もそうでない方も

村田 学校に在籍していたことがなくても教育職の給料表を適用していると。

小林 教諭として採用してまうから。

村田 甲第一一六号証（市教委事務局事務分掌規則）を示します。ここに指導主事、管理主事、社会教育主事とかあるが、指導員は一切でてこないんですが。

小林 たとえば係長には主事、技師、管理主事をあてるとある。だから指導員は係長にはなれない。それだけのことです。

村田 永久に昇進できない、指導員である限りは。

小林 現行規程の中では係長という職につくことは考えておりません。

村田 大学卒一〇年以上とかいうことであれば、一定の任用規則の中では評価されていく指針の一つである訳でしょう。

小林 そうですね。

村田 すると、指導員というのは現行の規則上ではそういう事は一切評価されないと、される余地がないと、そういう事ですね。

法的定めもない指導員

村田 指導主事と指導員の関係はどうか。

小林 指導主事は地教法で定められています。指導員というのは、社会教育分野でもいろいろと職務を行うという形で設けられたというものです。

村田 さっきの規則では、指導主事は係長、課長、部長になれると、指導員は一切なれないと、ということは、指導員から指導主事になる訳でもない、立場上は指導主事がまあ上位とこうなるんですか。

小林 指導主事と指導員は上位、下位の関係ではない。

村田 しかし指導員は指導主事に準じた教育に関する業務に関わるとの証言でしたね。

小林 社会教育分野での職務も行うということも含めて、指導員という職名が設けられておるということですから。

村田 指導員に関する法の定めとかは。

小林 なし。

村田 指導員とは例外的な職名ではないんですか。嘱託の人がなることが多いし。

杜撰な市教委特制カリキュラム

寺内 履修したら単位がとれるとはどういうことですか。

村田 カリキュラムに従って履修したら、普通であれば単位がとれる。

寺内 成績があるという場合でしょ。（爆笑）

傍 そんなことあたり前やないか。どうして学校でできたんや！ こんなバカげたことをいうて、審査長注意して下さい。

審査長 カリキュラムをとるといふのは、とって一定の試験をしてうかったということ。

村田 うかつてるんです。

寺内 それがぬけてるでしょう。

傍 ぬけてるのはアンタ！ もうしゃべらさんと次いて下さいよ。ムダや。

審査長 一定の試験をしてとるといふのは含まれているのでその点はいい。続けて下さい。時間がムダですから。

村田 前田校長は認めているんです。教育委員会のミスということにならないんですか。

小林 お答えできません。

村田 市教委で議論されたことは。

小林 ない。

破綻つづきのカリキュラム

村田 六二年四月以降の市芦での混乱について、たとえば生徒から授業がわからない、すぐ先生がかわるのはやめてほしいという申し入れが再三なされていたという報告は。

小林 確か、一度生徒が市教委へきたことがある。二月か三月に。総務課長が対応した。

村田 六二年度は年度途中で次々と先生方がやめたりして次の先生を採用してる。どういう点に問題があったのかという分析は。

小林 市芦の当時の職員室の雰囲気が悪かったということだってあります。（爆笑）

村田 当時、ベテランの先生がずい分いなくなっちゃった。それに急に選択制を導入して生徒がついていけなかった。こういう点は。

小林 そこまでは校長から聞いてません。

村田 新カリキュラムに問題があるとかは。

小林 それも聞いてません。

村田 ではこの新カリキュラムはよかったと。

小林 芦屋市だけでなく県下の高校がこういう方向でやってたし、決して悪いとは思っていません。

村田 全部県立高校にならんと当時おっしゃってましたが、やはり学校や生徒の実情に応じたカリキュラムでなければいかんと思いますが。

小林 勿論、生徒の能力とか実情に応じた形で選択が色々できるカリキュラムという方向であつたと思いますが。

村田 その結果、色々混乱もあり、現在ではカリキュラムもかわり、また選択制が少なくなってる事をご存知ですか。

小林 そうです。

村田 指導員は主事でさえない訳ですな。

小林 えっと、・・・いや・・・ちょっとわからない。

村田 標準する職員というのは。
 小林 指導主事、管理主事、指導員とか。
 村田 指導員がなぜこれに該当するんですか。
 小林 その条例の定めによってその位置付けをしている。具体的にそう規定してないだけ。
 村田 してませんね。教員とは何かというと、給料表適用者というし、それは何かというと、標準する者と給料表にあると、堂々めぐりで明確な根拠がない。それ以上の規則はないということですね。
 村田 指導員ということで職名はかわってる。
 小林 ……
 村田 指導員の辞令で、人事異動通知書がどういう表現になってますか。
 小林 指導員を命ずると。
 村田 甲第一二〇号証（市職員の任用に関する規則）を示します。第二条の採用、昇任、降任、転任とある中で、指導員の場合どれか。
 小林 転任という形になる。
 村田 市職員の人事異動通知書および分類という規則では配置換えか転任か。
 小林 両方あるのかなあ……。配置換えじゃないかと思えます。
 村田 教員でありながら事務吏員であると、仕事も行政職的な仕事ですけど、これは教員との兼務になるんですか。
 小林 そうではない。
 村田 兼務でないなら職種をまったく変えて

導員的な身分を設定したことになりませんか。
 小林 そうとは思いません。法律上事務職員に入るが、芦屋市の職員の身分としては教育職として。
 村田 法的な根拠は。
 小林 条例上、教育職給料表の適用についての職務表があり、それが根拠といえれば根拠。
 村田 あなたの言う教員の身分の教員というのは、教育公務員特別法（教特法）の教員と同じ定義ですか。甲第一一九号証（教特法）を示します。この第二条第一項で、教育公務員とは公立学校の校長、教員、教育長とか専門的教育職員をいうと、第二項で、教員とは前項の学校の教授、助教授、教頭、教諭、助教諭、養護教諭および校長をいうとある。この教員でいいのですか。
 小林 そのどれにも該当しない。
 村田 では、教員に関する定義は他にあるのですか。
 小林 いろいろあると思いますが。
 傍 勝手に決めるなよ
 小林 高校標準法の中とか、四％の教育調整額の中にも教員の規定がいろいろあると思う。
 村田 適用についてはいろいろあるが、教員の定義はどこから使ってるのですか。
 小林 それ以上のことは言われません。
 村田 では教特法二条の定義で使われていると思うんですが、ここでは教員は公立学校の

しまった、職種変更にあたるんじゃないか。
 小林 あたらない。

文部省には充て指導主事で報告

村田 市教委は、市の学校園職員の具体的な構成について、いわゆる組織表、さき程示したものの（甲第一一五号証）を作成しますね。
 小林 作成しますが、秘密書類として作成しているんじゃないかと思いますが。
 村田 それはどっちでもいいんですが、県とか文部省へも報告しているんでしょう。
 小林 いや、そこまではわかりません。
 村田 学校調査基本台帳とか、毎年文部省に報告するでしょう。
 小林 報告しないと思う。
 傍 ウソをつくな！
 村田 どんな先生がいるか、人数とか経歴を。
 小林 おぼえてませんね。
 （またまた寺内氏が介入。組織表の書類証拠に対し、どこでコピーをとったか、現物をコピーしたのかなど、すでに話がすんだことをまげかえす、大あわてぶり）
 審査長 現物のコピーで、誰がしたかは別で、しかしコピーで、黒く塗って手を加えたものを原本とするという主旨に理解しましたが。寺内 それでけっこうです。
 傍 何回も同じこと聞くな！よう聞いとけよ。

小林 各市にもありますし。
 村田 指導員は教育公務員ですか。
 小林 いわゆる身分は教育職であると。
 村田 指導員とは教特法との関係はどうか。
 小林 関係ないと思いますが。
 村田 いわゆる教育職員とあるが、それにあってはまりますか。
 小林 教育職給料表の適用をうけてる職員を教育職の職員と認めますが。
 村田 六人が教員の身分を保有したままという法的根拠は。
 小林 市の条例規則により、教育職の給料表を適用しており、身分はかわってない。
 「教員」の定義を言えぬ小林証人
 村田 指導員というのは地教行法一九条二項の事務職員であるとの証言ですね。
 小林 はい。
 村田 にもかかわらず教育の身分を保有している事の根拠は、給料表のこと以外にはないんですね。
 小林 はい。
 村田 地教行法一九条四項では、指導主事は大学以外の公立学校の教諭をもって充てることのできる、いわゆる充て指導主事の規定がある。教育職の給料表を適用して位置付けは事務職という形。指導員については、充て指

導員的な身分を設定したことになりませんか。
 小林 そうとは思いません。法律上事務職員に入るが、芦屋市の職員の身分としては教育職として。
 村田 法的な根拠は。
 小林 条例上、教育職給料表の適用についての職務表があり、それが根拠といえれば根拠。
 村田 あなたの言う教員の身分の教員というのは、教育公務員特別法（教特法）の教員と同じ定義ですか。甲第一一九号証（教特法）を示します。この第二条第一項で、教育公務員とは公立学校の校長、教員、教育長とか専門的教育職員をいうと、第二項で、教員とは前項の学校の教授、助教授、教頭、教諭、助教諭、養護教諭および校長をいうとある。この教員でいいのですか。
 小林 そのどれにも該当しない。
 村田 では、教員に関する定義は他にあるのですか。
 小林 いろいろあると思いますが。
 傍 勝手に決めるなよ
 小林 高校標準法の中とか、四％の教育調整額の中にも教員の規定がいろいろあると思う。
 村田 適用についてはいろいろあるが、教員の定義はどこから使ってるのですか。
 小林 それ以上のことは言われません。
 村田 では教特法二条の定義で使われていると思うんですが、ここでは教員は公立学校の

職員のうち直接教育に従事する職員で、教諭であるものということではないんですか。
 小林 ……
 村田 ちがうんですか。
 小林 ……
 村田 あなた方は、教育職給料表の適用を受けているということだけですか。
 小林 ……
 村田 教特法では教員は学校に在籍、学校籍がある、直接教育に従事していることが必要ということではないんでしょうか。
 小林 そうではありません。
 村田 例外として充て指導主事があり、学校籍はあるが教育委員会に勤務をすると、これは法律で認められている地位ですね。
 教員といいますがこの申立人の六人は定数条例上はどこに所属している訳ですか。
 小林 市教委事務局とその他の教育機関と両方です。
 村田 市芦の学校に在籍しないことは明白。
 小林 改正前はちがいましたが。
 「標準」では通用せず
 村田 条例の教育職給料表はどういう人に適用するんですか、逆にきくと。
 小林 高校とその他それに準ずる職員という規定ではなかったかと。

「前から決まっていた」「先生、この前、家に来た時もそんなこと言うてなかったやんか」「言わなかったのはミスや。前から決まっていた」「ミスで俺ら行かれへんのか」「臨海に行く準備してたのに、俺らみんな行かれへんということか」「俺らの単位、ないということか」「臨海は単位とは関係ない」「担任とのやりとりがしばらく続いたあと、「はよう授業に行き、もう一度、放課後に来てくれ」という担任の声が聞こえたかどうか、

臨海に行かせへんのはなんでや！

市芦分会

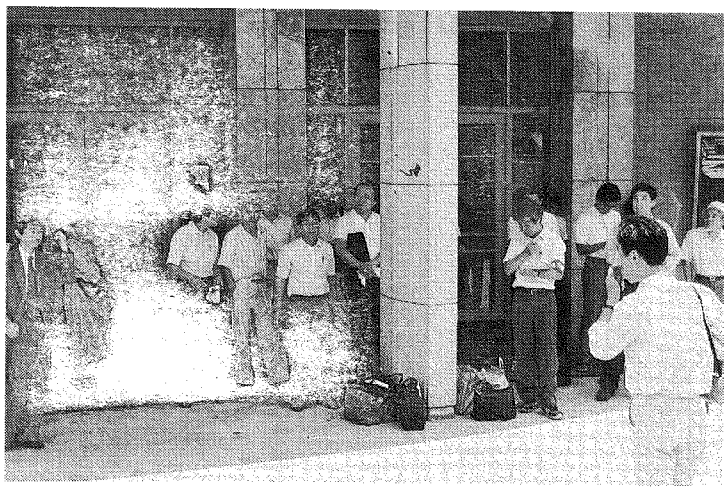
「前から決まっていた」「先生、この前、家に来た時もそんなこと言うてなかったやんか」「言わなかったのはミスや。前から決まっていた」「ミスで俺ら行かれへんのか」「臨海に行く準備してたのに、俺らみんな行かれへんということか」「俺らの単位、ないということか」「臨海は単位とは関係ない」「担任とのやりとりがしばらく続いたあと、「はよう授業に行き、もう一度、放課後に来てくれ」という担任の声が聞こえたかどうか、

「時間ムダですから次すめて」と、軽いなさされているようです。当局の助け舟どころか、かえって足手まといになっているのではないかと、同情さえしてしまいます。

よく似た人が傍聴席にもいました。今春の選挙で、北村とセットで松本の支援を得て市議員になった女性です。証人や寺内のあまりにひどい対応に、支援者が批判の声をあげると、制止する審査長に対して「今、野次ったのはこの人」と言わんばかりに、最後列の席から指をさすという人。この日、ずっとガムをかみつけで、「わがまま言すぎ」議員だなど、あきれたしいです。

配転された先生方の、指導員という身分をめぐって、教員身分があるのかないのかも不明確な証言でした。当局の非公開文書が証拠として提出され、ウソを書いていた当局のあわてぶりは見ものでした。次回も楽しい審理を。

暑さもきびしい中、強制配転の核心に触れる熱気ムンムンの審理を傍聴しました。まずおどろかされたのは、小林証人が「官



傍聴記 「小官僚」小林証人も脱線

市芦救援会会員 T生

「時間ムダですから次すめて」と、軽いなさされているようです。当局の助け舟どころか、かえって足手まといになっているのではないかと、同情さえしてしまいます。

よく似た人が傍聴席にもいました。今春の選挙で、北村とセットで松本の支援を得て市議員になった女性です。証人や寺内のあまりにひどい対応に、支援者が批判の声をあげると、制止する審査長に対して「今、野次ったのはこの人」と言わんばかりに、最後列の席から指をさすという人。この日、ずっとガムをかみつけで、「わがまま言すぎ」議員だなど、あきれたしいです。

配転された先生方の、指導員という身分をめぐって、教員身分があるのかないのかも不明確な証言でした。当局の非公開文書が証拠として提出され、ウソを書いていた当局のあわてぶりは見ものでした。次回も楽しい審理を。



改革」以後、水泳授業は臨海が実施される年
にのみ行なわれてきた。

今回、「教育改革」をつき破る、生徒と教師のきつい選択である。

「たかが臨海」であるとしても、「言いたいことあるねん」とくっつかかったAの弟は、退学を余儀なくされたし、校長の所へ抗議に行ったUの弟は、今年の入試で切り捨てられ

ていた。

「言いたいこと」はつまり重なっている。

「言いたいこと」を受けて立つ教師のまともな対応が、かれらの心を癒すか。

どの子も元気に臨海学校を楽しんできて欲しいものである。

『ゲルニカ事件』出版記念会—

子供を受け入れぬ社会は許せん

市芦救援会事務局

去る六月末、大阪市内で福岡長尾小の井上先生の『ゲルニカ事件』出版記念会が開かれ、案内をいただき参加してきました。

福岡の集会・二次会等でお世話になった方々の顔もみえて、七、八〇人も人々がなごやかに立食パーティーで歓談しました。

井上先生のこの間の各地での講演の中でつながりをもってきた人々の報告がつづき、市尼高校問題、内申書公開請求問題など、生々

しい報告があり、救援会からも若干の報告をしました。が、「女性市長はどうなってる」との声もあり、松本前教育長との関係など、草の根保守の動向などを報告しておきました。

井上先生の話がとても印象的であり、子供と正面からぶつかってこられた話として以下若干紹介しておきます。

井上先生がはじめて担任した生徒（今はもう二〇才）が三人会場に来ていて、久しぶり

に会われた先生から紹介の話がありました。

「三人のうち二人は中学卒で、その一人は中学中退とでもいえます。

中学に入って先生と合わなかったのか、中学二年ですと登校拒否になって、部屋にじこもり、私が時々いくと話もして笑い声がもれるんですが、中学校の先生がいくとまったくダメで、夏から冬と一歩も表に出ず、大晦日の前の日だったか、はじめて、夏をこして冬に外に出て二人でドライブをしました。

その後、中学にまた行くようになったのですが、スカートが長いとか髪の毛が長いとか言われて、校則違反と言われて入れてくれなくなりました。

ある日、お母さんから電話があり、「今、子供がシンナーをすってるからすぐ来てほしい」という。「中学校の先生は？」ときくと、「今いってどうもならんから、また明日いく」というだけです」と。それを聞いてすぐくハラがたちました。なんで今いってやらんのかと。

私がいった時、もうシンナーすって部屋中無茶苦茶で、入口の所で一八〇センチもある大きな子がいて入れてくれないところを、その子が「この人はいいねん」といって入った。たしかにこの子らはこわいかもしれないけど、この子らはいく所がないんですね。一四、一五才の子が、私の前ですっぱだかだかねている

編集後記

とても暑い日々が続いていますが、会員の皆様方には、元気ですごしのことと思います。

審理は、当局の怠慢で遅れた分をとりもどすべく、七月に二回行なうこととなり、その準備で事務局もバタバタしておりました。本件の重要争点となる、「教員身分を有したまま指導員を命ずる」との配転の法的根拠

をめぐって、反対尋問をきびしく組み立てております。小林証人も例の囲碁の名人が書いたものなのかいつもの扇子でバタバタする余裕もなく、追いつめられています。寺内も例の尋問妨害を頻繁に行うのですが、歯切れも悪く、当局のあせりが目にあらわれます。

次回審理は一〇月四日となりましたが、六人の先生の個別の話に入ります。当局の配転理由の一つ一つをくずしていきますので、楽しい審理になります。多数傍聴参加下さい。



日の丸、君が代を押しつける
文部省・教育委員会・校長の
《教育》と、
福岡長尾小六年三組の実践と、
どちらがほんとの教育か—
井上先生の一年間の

授業実践の記録と、
子どものお母さんたちの
手記を—

子どもたちについて、
教育についてこれは

国民すべてに向けて書かれた『公開質問状』です。

ゲルニカ事件

—どちらがほんとの教育か—

1991年3月20日刊行 井上龍一郎・お母さんたち 共著 予価1700円



この本は、福岡長尾小六年三組の実践と、どちらがほんとの教育か—井上先生の一年間の授業実践の記録と、子どものお母さんたちの手記を—

径書房 東京都千代田区三崎町2-13-5 影山ビル
TEL 03-3234-4608 FAX 03-3263-7019

ゲルニカ事件
—どちらがほんとの教育か—
井上龍一郎・お母さんたち 共著 予価1700円

井上先生・径書房の原田さんは、この闘いに勝利すべく、この本を売りまうと宣言されています。ご希望の方は救援会でも取り扱いますので、事務局までご一報下さい。

「平和台基金」からカンパ

市芦救援会事務局

一九七〇～七六年にかけて、「白衣の監獄」からの解放をめざして平和台病院労組の争議が闘われました。病院閉鎖・全員解雇というきびしい中で原職復帰をかちとる闘いでした争議後、「すべての闘う人々、特に中小の労働組合や個人の争議、被解雇者への財政的援助が、その闘いの発展につながることを期待して「平和台基金」をつくられました。

去る六月二十七日、その第六回総会が開かれ、市芦救援会にもカンパがおくられました。正直言って、「この四年間の闘争の中で、大切な基金からカンパをいただくことなどやれてないのに」との思いがありました。この間少しづつでも教師の力をこじあけて、他の争議の人々との出会いがあつて少しは元気をわけてもらつてるといふ思いで出席しました。今回、「板井さんを支える会」「小寺さんを守る会」と三団体がカンパをいただくこととなり、会場には関西争議交流会の面々など多数が参加し、にぎやかな雰囲気でした。小寺さんは畑仕事で日焼けしたいつもの元気な顔で、「子供が父の日にくれたプレゼントに私が解雇された日付が刻み込まれていた。

家族と共に暮らしたいということが転勤命令拒否としてクビになった、その悔しさをまたあらためてかみしめてる」との話があり、また、板井さんからも、この間反動化する地労委・中労委への怒りをこめた報告がありました。救援会からは、春の市長選の様子、「草の根保守」の動向など、自共連合による解放教育つぶしの実態などを報告しておきました。また、関西争議交流会には今後継続的にカンパをおくるとして、参加していた臨職三大闘争の女性や郵便解放研などからの報告がにぎやかに行なわれました。

活動日誌／抜粋／ 1991.6.15～8.5

- 6・15 兵高教本部大会。現代史を考える会に参加。
- 19 一時金対市交渉。分会決起集会。
- 22 『ゲルニカ事件』出版記念会に参加。
- 23 教育井戸端会議。
- 24 事務局会議。
- 26 法対会議。
- 27 平和台基金第六回総会で平和台基金からカンパをいただく。芦屋地労協学習会。
- 29 兵高教阪神支部大会。
- 30 障問連「高校入学実現報告討論集会」
- 7・2 麦の家事務局。教育共闘会議。
- 3 法対会議。
- 4 通信No.50発送。

基金の事務局の分銅弁護士からも、司法反動化の中でも元氣を出して闘いつづけようとの温かいはげましもいただきました。

子供の教育要求を正面からうけとめていく、そんな教育現場を一日も早くとりもどすべく、平和台基金にこめられた熱い思い、闘いの教訓をうけとめて、カンパ金一〇万円を大切に使用させていただきます。

お忙がしい中、心あたたまる総会を準備され、貴重なカンパを下さった関係者の方々に対し、ここに深く感謝の意を表わすものです。

- 6・7 麦の家合宿。
- 10 東灘郵便局人権を守る会第二回総会。第35回公開口頭審理。
- 14 伊丹入江君高校入学闘争報告集会。
- 16 事務局会議。
- 19 法対会議。
- 21 教育井戸端会議。
- 23 東灘局不当処分公平審第一回シリーズ。
- 25 法対会議。
- 26 全障連大会。
- 29 市教委交渉（夏期休暇・時短について）
- 30 第三六回公開口頭審理。分会学習会。
- 8・2 事務局会議。
- 4 芦屋サマーカーニバルに麦の家出店。
- 5 アウシュビッツ市民の会報告集完成発送。